

琉球大学章規則

〔昭和55年4月24日〕
制 定

第1条 琉球大学章（以下「学章」という。）を別紙1のとおり定める。

2 学章の図法及び色彩は、別紙2のとおりとする。

第2条 学章を使用する場合は、正しい図法及び色彩で使用し、部分的変形を加えたり、他の文字や模様を重ねたり、加えたりしないものとする。

第3条 学章を使用しようとする者（団体を含む。）は、申請書（別紙様式）により総務部総務課に願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生は学生部学生支援課を経て願い出るものとする。

第4条 学長は、学章の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 琉球大学の名誉が傷つけられるおそれのあるとき。

(2) その他適当と認められないとき。

2 学長は、学章の使用を許可した後、前項に該当すると認めたときは、使用許可の取消し又は使用の停止を命ずることができる。

第5条 この規則に定めるもののほか、学章について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年5月22日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日）

この規則は、平成24年10月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月25日）

この規則は、平成25年6月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月15日）

この規則は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年11月28日）

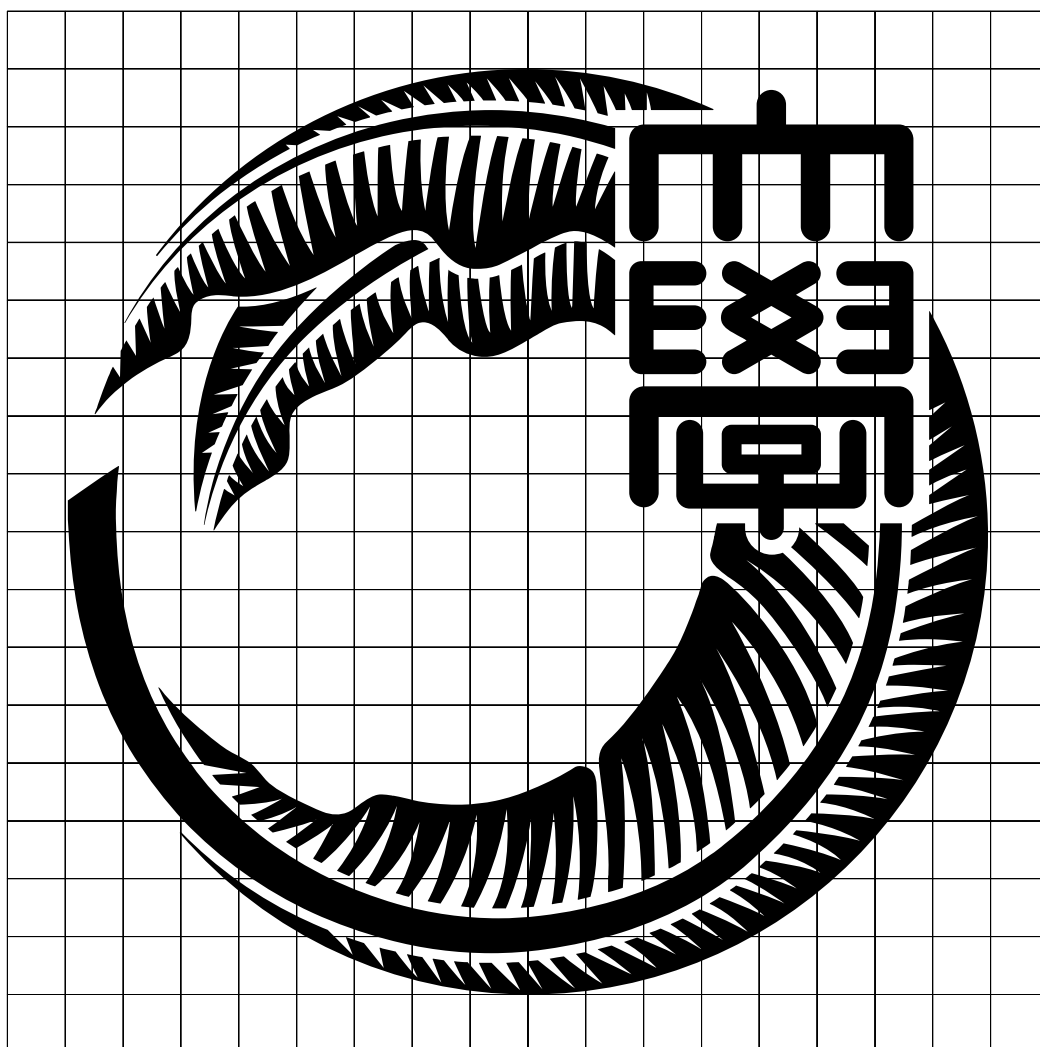
この規則は、平成30年11月28日から施行する。

別紙1



別紙2

[図法]



[色彩]



CMYK C5 M35 Y95 K0

DIC N-795

Pantone 124C

RGB R240 G179 B0

※上記の色指定ができない印刷の場合は、金、黒又は白抜きでの使用も認める。

別紙様式（第3条関係）

（申請書）

年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

申請者

住所又は所在地

事業所又は団体名

（代表者）氏名

連絡先電話番号

連絡先 E-mail

印

琉球大学章の使用について（申請）

標記のことについて、下記のとおり使用したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

1 使用の目的

2 使用方法等（具体的にデザインや色を付したイメージ図を添付のこと）

3 使用期間